



平成30年3月22日

利府町議会議長 櫻井正人 殿

総務財務常任委員長 吉岡伸二郎



委員会調査中間報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第43条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

総務財務常任委員会調査中間報告書

1 調査事件

「協働のまちづくり」について

2 調査目的

本町は、「利府町総合計画」における「まちづくり」の基本構想に、「町民との協働の推進」を掲げ、住民と行政が「たがいにパートナーシップをはぐくむまち」として「協働のまちづくり」を進めている。

これまで、大規模団地開発などにより人口が増加し、また、宮城県総合運動公園などの大規模施設整備で躍動的に発展を遂げてきた。しかしながら、近年少子高齢化の進展等に伴う社会構造の変化や、地域コミュニティの形骸化などにより、公共的サービスの領域が拡大するなど行政の役割も多くなってきている。また、地方分権が進み、これまで以上に地方自治体の自己決定・自己責任による魅力ある「まちづくり」が求められる中、住民ニーズも多様化し、地域が抱える課題は、行政だけでは解決できないものが増えてきている。このため、多様な価値観に基づき、さまざまな分野で活動している住民や企業などの各主体と協力・連携する体制を構築することにより、持続可能な地域社会を実現することができると思う。このことから、住民と行政が共通課題に対し、互いに協力し合いながら取り組む「協働のまちづくり」実現に向け調査・研究することとした。

3 調査経過

平成29年	11月	8日	調査項目の協議
	11月	28日	政策課所管事務調査
	12月	5日	調査項目の協議（会期中）
	12月	9日	「まちづくり大学・キックオフシンポジウム」参加
30年	1月	29日	視察調査：宮城県大崎市
	2月	2日	委員会調査中間報告書の協議
	2月	20日	委員会調査中間報告書の協議
	3月	14日	委員会調査中間報告書の最終確認（会期中）

4 調査状況

「町の現状」

(1) まちづくり支援事業補助金交付事業

対象事業：地域の再発見、地域文化の振興、地域の活性化、世代間交流、地域福祉、地域の環境改善等の事業

補助額：予算の範囲内で、1団体に対して上限20万円を限度に3回まで

交付実績：

(単位：円)

年度	団体名	補助金額
28	傾聴ボランティアサークル梨～風	117,000
	女声合唱団ウインク	83,000
	藤田夫婦ざくらをライトアップする会	200,000
29	利府町を美味しくする会	78,000

(2) 町民公益活動団体支援事業

町民活動団体の育成を図るとともに、まちづくりへの積極的な参加への意識高揚を図る。

①町民公益活動団体研修会

平成28年度実績：

▽日時 平成29年2月4日(土) 13時10分から17時15分まで

▽場所 十符の里プラザ 3階文化ホール

▽講師 認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる代表理事
大久保朝江氏

▽演題 基調講演「人と想いをつなぐ協働のまちづくり」

▽主催 利府町・みやぎ地域づくり団体協議会仙台支部

▽参加者数 80名(利府町57名、他市町村23名)

②町民公益活動団体登録事業(平成29年度 登録団体数 18団体)

町民が自発的に行う活動で、不特定多数の利益増進を目指し、広範囲な社会問題の解決を目的としている団体を登録し、下記の支援を実施する。

▽町施設を利用する場合、使用料の免除(8割減免)を受けることができる。

対象施設：ペア・パル利府(町民交流館)、十符の里プラザ、コミュニティセンター

▽講座や助成金の情報提供。

「町の今後の取り組み状況」

(1) まちづくり大学 【↑協働をひっぱり出す力】の創出

さまざまな「まちづくり」への思いをもった人々が自ら考え学び合う機会を設け「協働のまちづくり」に向けた意識の醸成を図り、リーダーとなる新たな人材や団体の育成を支援していくことを目的とする。

委 託 先：公立大学法人宮城大学

委託内容：下記事業の企画・開催支援

①「協働のまちづくり」アンケート調査

ワークショップの開催内容の検討に向け、平成29年10月末に2,000人の町民を対象に、コミュニティ活動への参加状況や「協働のまちづくり」に関する意識調査を実施。

②キックオフシンポジウム

ワークショップへの参加促進を目的としたシンポジウム等を開催。

▽日 時 平成29年12月9日（土）

午後1時30分から午後3時30分まで

▽場 所 利府町役場2階研修室

▽内 容 ○「協働のまちづくりアンケート調査」結果報告

○講演会「ゆるく楽しむまちづくり」

講師：株式会社New Youth 代表取締役 若新雄純氏

内容：鯖江市JK課の取り組みや、都市計画とまちづくりの違いなど、まちづくりの視点で講演。

③ワークショップ（2テーマ×3回）

アンケート調査結果に基づき、町民が興味ある分野で、自主的に解決できると考えているテーマに基づいたワークショップを実施。

実施にあたっては、柔軟なアイデアを活用するとともに、町の魅力や課題に触れてもらうことにより、将来的な仕事場、住居としての選択の可能性を広げるため、ファシリテーター等として学生が参加。

(2) 既存の支援制度の見直し 【⇔協働を広げる力】の拡充

①まちづくり支援事業補助金交付事業

- ・団体の設立に係る経費
- ・団体の運営に係る経費

町の業務を補完できるような団体には継続的な支援が必要

②公益活動団体・人材登録制度の検討

公益活動を行う団体（NPO、ボランティア、企業等）や個人を一元的に登録し、総合的な情報提供を行い、潜在的な活動の発掘や組織化の支援を図る。団体のみならず、個人でも、資格や特技がなくても、ヤル気と少しの時間があれば登録できる「包括的」なバンクの構築と、継続できる活動方法について検討。

5 課題

- (1) 協働のまちづくりへの行政（職員）・町民の意識啓発
- (2) 協働を具現化するための仕組みの構築
- (3) 「協働のまちづくり条例」制定の必要性

視察地 宮城県大崎市

1 視察年月日 平成30年1月29日

2 視察目的

「話し合う協働のまちづくり条例」について

3 視察地の概況（平成30年1月1日現在）

(1) 人口 132,321人

(2) 世帯数 51,164世帯

(3) 面積 796.76km²

(4) 財政規模 63,590,000千円（平成29年度一般会計予算）

(5) 位置と地勢

宮城県北西部に位置し、平成18年3月31日、古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町の1市6町が合併し、大崎市が誕生した。東西に約80kmと長いエリアを有し、豊かな森・農作物・温泉・観光資源・文化など多くの宝に恵まれている。

第2次総合計画では、「市民が主役 協働のまちづくり」を掲げ、「地域を支える自治組織の躍進」を重点プロジェクトとして位置づけている。

4 取り組み状況

(1) 地域自治組織支援体制の推進

①平成18年7月に高崎経済大学に政策アドバイザーを委託し、人材育成や情報の収集・発信、経営的な視点での活動、各種機関や団体との連携・協力体制など地域の実情に応じた総合的支援を行う。

②平成18年から19年にかけて、行政組織の中で「市民協働推進部」「大崎市地域自治組織推進本部」「コミュニティ推進戦略チーム」などを立ち上げ、地域自治組織への人的支援を強めた。

③平成19年から、「地域自治組織活性事業交付金」制度の導入と「交付金審査委員会条例」の制定。「地域自治組織支援基金」を創設し、地域自治組織への財政支援を強化。

(2) 大崎市パートナーシップ会議

市民と行政が一体となり、ともに取り組む事案などについて、一緒に知恵を出し合い、考え、話し合う場として、行政が必要に応じ事案ごとに設置する。市民は、行政に対しパートナーシップ会議の設置を提案することができる。

①背景

これまで大崎市では市政運営に対する市民参加として、各種審議会や住民説明会、パブリックコメントの実施などさまざまな手法で行われていたが、一定の政策形成がなされた後において市民参加を求める場合が多く、素案作りや計画の作成に取り組む機会が少なかった。

平成19年12月、地域の代表者と行政（職員）で「大崎市パートナーシップ検討会議」を立ち上げ、平成20年5月まで延べ9回の会議を開催し「市民が主役 協働のまちづくり（総合計画）」を掲げる大崎市において「協働のまちづくりとは何か」を話し合った。話し合いの結論として、大崎市における「協働」とは「各種事業や活動を共に行うことだけではなく、話し合いを含む過程が協働である」との結論に至り、その協働を推進するために「市民と行政が対等な関係で話し合える場」を「パートナーシップ会議」とし設置することとした。

②目的

市民と行政が互いの情報や知恵を出し合い、ともに考え、ともに話し合う場を形成し、まちづくりにおける市民と行政の協働を推進することを目的とする。

③内容

市民と行政が、一つのテーブルで、ともに取り組むべき事案等について、対等な関係で、互いの情報や知恵を出し合い、ともに考え、ともに話し合い合意形成を図りながら、素案の作成や事業実施のプランを練り上げる。

④役割

市民が政策形成過程へ参画することにより真の協働が図られることと、本会議を経ることにより、行政施策に対する市民の信頼が高まる。

(3) 平成26年4月「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」制定

話し合いを大切にした「協働のまちづくり」を推進するための基本理念や基本的事項を定め、市民みんなで「まちづくり」を進めていくための約束ごとを「ですます調」の文体で12の条文に集約。

①条例の基本理念・理想像

- ・条例の柱は、協働＝話し合うこと
- ・「誰がする」から「自ら行動する」地域づくり
- ・地域自治組織が真に市民のよりどころとなり楽しく地域づくりに参加する
- ・市民と行政が対等で共存するまち
- ・市民同士の交流が盛んで、笑顔あふれる明るく風通しの良いまち
- ・市民みんなで元気な地域づくり
- ・地域住民の絆が強いまちづくり

②本条例策定への視点

- ・まちづくり活動の制限ではなく、活動しやすくする条例
- ・大崎市の一体感を醸成できる条例
- ・話し合いを基本に活動する条例
- ・時代とともに修正される条例
- ・柔らかいイメージの条例
- ・住民の暮らしを大切にし、地域の動きと密着した条例

5 考 察

大崎市では合併に伴い、地域の特性を持続・発展していくためには自立性の高い住民自治の構築が必要と「協働のまちづくり」を推進している。その手法として形式的な会議ではなく、地域の課題を共有するため市民と行政（職員）が一緒に考える「話し合い」に重点をおいて進めた。体制として「市民協働推進部」を設置し、地域自治組織への人的支援体制の整備、合併特例債などを活用し「地域自治組織支援基金」の創設による財政的支援体制整備などの基盤作りも着実に進めた。

平成26年4月、市民と行政による「話し合いによるまちづくり」が定着していく中で、「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」が制定された。条例を制定した時期にはすでに市民との協働が進んでいたため、必要性を問われたようであるが、「協働のまちづくりを継続していくためには必要」と判断された。

話し合いによる「協働のまちづくり」が進められていく中で、「青年組織の誕生」、「きょう Do！（協働）のまちづくり文化祭の開催」、「地域版広報紙の発行」などのさまざまな協働のスタイルが築かれ、市民の意識の高まりが見える形となってきている。

大崎市で市民協働の理念が浸透していった理由として、市長の市民協働への理解度の高さと、担当職員の熱意ある姿勢によるものが大きいと思われる。このことから、職員の「協働のまちづくり」への意識啓発をどのように進めるべきかの検討も必要であると考える。